

防衛省を退職された皆様へ

1. 今般、海上自衛隊1等海佐が、かつて上司であった元海上自衛隊自衛艦隊司令官に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密、秘及び取扱い上の注意を要する情報を故意に漏らし、特定秘密の保護に関する法律及び自衛隊法第59条第1項（守秘義務）に違反したことが判明しました。

2. 同様の漏えい事案を根絶するためにも、防衛省を退職された方については、今一度以下の点につきまして、御確認をお願いいたします。

- （1）防衛省職員に対し、守秘義務に違反する情報提供を求めることがないよう御留意ください。
- （2）守秘義務は、退職後も在職中と同様に負っておりますので、在職中に知ることができた秘密を漏らさないでください。

(参考)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

(秘密を守る義務)

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（抄）

第二十三条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱い業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。第十条第一項第一号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁固又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁固又は三十万円以下の罰金に処する。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らした者

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

防衛省を退職された皆様へ

防 衛 省

今般、日常的に機微な情報を取り扱う部隊指揮官であった海上自衛隊 1 等海佐が、かつて職務上の上司であった元防衛省職員と 2 人きりで面会し実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密等の情報を漏らした事案を受け、令和 4 年 1 2 月 2 6 日、特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会（長：防衛副大臣）を設置し、同委員会において、再発防止に係るより実効性のある具体的な方策について検討を行い、以下の措置を講ずることといたしましたので、お知らせします。

【ブリーフィング】

- ① 日常的に機微な情報を取扱う部署に所属する職員（以下「情報部署の職員」という）は、元防衛省職員に対するブリーフィングの実施が禁止となります。
- ② 情報部署以外の職員についても、元防衛省職員に対しブリーフィングを実施する場合は、事前の許可及び実施結果の報告が必要となります。
- ③ 元防衛省職員からのブリーフィングの依頼を受け付け、所要の連絡調整を行う部署を指定しましたので、ブリーフィングの依頼の際は、当該部署へ連絡をお願い致します。

【面会】

- ① 情報部署の職員が元防衛省職員と面会する場合は、事前の許可及び面会結果の報告が必要となります。
 - ② 情報部署の職員以外の職員についても、元防衛省職員と面会する場合は、面会結果の報告が必要となります。
- ※ 許可を得て実施するブリーフィング及び面会においても、特異な情報提供等の働き掛けがあった場合には、直ちに中止させていただきます。

なお、今回の措置により、防衛省・自衛隊の施策等に対する皆様の理解の妨げにならないよう、対外的に公開可能な資料を用いて、情報発信を積極的に実施してまいります。

防衛省を退職された皆様へ

○自衛隊法、特定秘密の保護に関する法律及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に基づく守秘義務については、退職後も在職中と同様に負っております。在職中に知ることのできた秘密を漏らした場合、関連の法律に基づき、刑事上の処罰の対象となる可能性があります。

○元防衛省職員が、過去の職務上の上下関係を利用するなどして、職員に対して秘密情報の提供を求める行為は、秘密情報の漏えいの教唆として、刑事上の処罰の対象となる可能性があります。

○当該情報提供の依頼により、職員が職務上知り得た秘密を漏らした場合、免職等の重処分を受けることとなり、職員の業務及び生活に深刻な影響を生じさせることとなります。

(参考) 各秘密区分ごとの罰則等

区分	特定秘密	特別防衛秘密	省秘	注意	部内限り
根拠	特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号)	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)	秘密保全に関する訓令 (平成19年防衛省訓令第36号)	取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(防防調第4608号。19.4.27)	
定義	我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあり、特に秘匿が必要なもの(防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する情報)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定により供与された装備品等の性能等に関する事項等で、公になっていないもの	国の安全又は利益に関わる事項であって、関係職員以外に知らせてはならないもの	当該事務に関与しない職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの	防衛省の職員以外の者にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの
罰則	・10年以下の懲役等(未遂犯、過失犯も処罰) ・教唆、煽動： <u>5年以下の懲役</u>	・10年以下の懲役等(未遂犯、過失犯も処罰) ・教唆、煽動： <u>5年以下の懲役</u>	・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(未遂犯、過失犯は処罰なし) ・教唆、ほう助： <u>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</u> ※自衛隊法第59条(守秘義務)違反として、同法第118条の罰則が適用	・自衛隊法第59条(守秘義務)違反として、 <u>同法第118条の罰則の適用を受ける場合</u> がある。	

特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置（概要）

令和 5 年 3 月
防 衛 省

昨年 1 2 月 2 6 日に公表した特定秘密等漏えい事案に関し、本年 3 月末までに策定することとしていた再発防止措置について、衆・参両院から受けた勧告の内容及び同種事案・ブリーフィング依頼の有無の調査結果を十分に踏まえ、以下を取りまとめ、**本年 3 月 3 1 日、防衛大臣から通達**

1 元職員へのブリーフィング・面会の対応要領の策定

- 元職員からのブリーフィング依頼の「連絡調整部署」を指定し対応を一元化
 - ・情報部署の職員：ブリーフィング禁止（例外なし）
 - ・情報部署以外の職員：連絡調整部署と保全部署の連携の下、上司の事前許可により対応
- 面会は部署に応じて事前許可又は事後報告を制度化
 - ・情報部署の職員：元職員との面会の際は、事前許可を受けた上で対応
 - ・情報部署以外の職員：元職員との面会后事後報告
- ブリーフィング・面会ともに複数の職員で対応

2 保全意識の更なる徹底

- 従来の年 1 回の保全教育の徹底に加え、管理者や退職する職員への教育を新たに制度化
- 退職時、現役職員に秘密情報の提供を求めないこと等の誓約書を新たに制度化
- 現役職員に秘密情報の提供を求めないこと等を、様々な機会・手段で元職員に周知

3 防衛省の施策等に係る国民の理解への配慮

- 情報保全の徹底と同時に、対外公表資料を用い、防衛省の施策等の情報発信を積極的に実施